

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	河川法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課	電話番号： 03-5253-8441 e-mail: odagiri-a2yy@milit.go.jp aizu-s2qa@milit.go.jp
評価実施時期	平成28年10月18日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 流水占用料等の徴収方法に関して、都道府県が必要に応じて流水の占用等に係る期間の分を一括徴収することが可能となることにより、徴収者・納付者双方の事務手続き等の負担が軽減されるとともに、都道府県におけるより効率的な徴収を可能とし、さらなる地方自治の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【規制の内容】 現在、流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等にかかる許可等をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収することとなっている。これを、都道府県が必要に応じて当該期間分を一括して徴収する旨の条例を定めた場合には、当該期間に係る分を一括して徴収できることとする。(規制の緩和)</p> <p>【規制の必要性】 流水の占用の許可等の件数について、約40年前(平成26年度と昭和50年度)と比べると土地の占用では件数が5.5倍となり、一方で1件あたりの許可面積は約3分の1に減少し小口化しており、事務手続きが大幅に増加していることから、流水占用料等の徴収は、個別の事情に応じて、効率的な徴収方法を認めることが必要となっている。一方で、現状では、許可等が複数年度にわたる場合、その流水占用料等の徴収は、許可等の期間や金額に関わらず、毎年度当該年度分支払うこととなっており、徴収者・納付者双方に事務手続きの負担が生じている。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 流水占用料等の徴収に関して、流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等にかかる許可・登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合における徴収方法の一部緩和(河川法施行令第18条第2項第1号)</p>	
想定される代替案	代替案：流水占用料等の徴収について、流水の占用等を行うことができる期間分を一律に一括徴収することとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	特になし。	特になし。
(行政費用)	流水占用料等の一括徴収が必要となる都道府県において、条例改正に要する費用や債権管理システムの改造などの条例改正に付随する費用が生じる。	徴収方法が毎年度徴収から一律に一括徴収となるため、すべての都道府県において、条例改正に要する費用や債権管理システムの改造などの条例改正に付随する費用が生じる。
(その他の社会的費用)	特になし。	一律に流水の占用等を行うことができる期間分を一括徴収されるため、納付額が多額となる納付者に対して、過度な経済的負担を課すことになる。また、複数年度分の多額の収入が、単年度に集中することによって、流水占用料等による収入が年度間でばらつきが生じるため、都道府県の健全な財政運営をそこうおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合
	許可等の期間、流水占用料等の金額、地域の実情等を勘案し、都道府県が必要に応じて一括徴収に係る条例を定めることにより、徴収の回数が減り、徴収者と納付者双方の事務手続きに係る負担軽減が図られる。	一律に流水の占用等を行うことができる期間分を一括徴収することにより、徴収の回数が減り、徴収者と納付者双方の事務手続きに係る負担軽減が図られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>当該規制緩和により、都道府県が許可等の期間、流水占用料等の金額、地域の実情等を勘案し、必要に応じて一括徴収を可能とする条例に改正する場合、所要の費用が発生するものの、徴収者としてはより効率的な徴収を可能とし、行政サービスの向上につながるのと同時に、納付者は納付手続きに係る負担軽減が図られる。また、一括納付と従来どおりの毎年度納付の並置や選択制とする条例の改正も妨げていないことから、経済的な負担が増えるなどを回避することも可能である。</p> <p>代替案については、一律に流水占用料等を一括徴収することにより事務手続きの負担は軽減されるものの、流水占用料等のすべてが一括納付になるため、納付額が多額となる納付者に対して過大な経済的負担を課すことになるほか、必要性のない都道府県においても条例改正に要する費用や債権管理システムの改造などの条例改正に付随する費用が生じること等を踏まえると、採用することは適当ではない。従って、本案の方が代替案より優れていると考える。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定) 6 義務付け・枠付けの見直し等」 【国土交通省】(12)河川法 流水占用料等の徴収方法(施行令第18条第2項第1号)については、条例(制定主体は都道府県)で複数年度分を一括徴収することを可能とする措置を平成28年中に講ずる。</p>	
レビューを行う時期又は条件	平成33年度末までにRIA事後検証シートによる事後検証を行う。	
備考		